

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第53号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年1月21日 17時35分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市神島南方沖 笠岡市所在の神島外港2号防波堤灯台から真方位239° 1.45海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.2′ 東経133° 29.1′）
事故等調査の経過	平成24年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十共栄丸 ^{きょうえい} 、497トン 136471、櫻田石材株式会社 B 漁船 昌宝丸 ^{しょうほう} 、4.8トン OY3-21505（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 機関長A、五級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船尾部損傷
事故等の経過	A船は、船長A及び機関長Aほか2人が乗り組み、水砕スラグ約1,600tを積載し、機関長Aが単独の船橋当直に当たり、神島南方沖を約10.0ノット（kn）の対地速力で自動操舵によって北東進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、小型底びき網漁に従事しながら約1～2knの対地速力で北北西進中、平成24年1月21日17時35分ごろA船の左舷船首部の錨とB船の左舷船尾部が衝突した。 機関長Aは、右舷前方約1.5Mののり養殖施設の中にB船を認めたものの、B船がゆっくりと北北西進していることに気付かず、A船とB船が衝突した。 船長Bは、遠方にA船を認めたものの、A船がB船を避航してくれるものと思い、甲板員Bと共に船尾で作業中、至近に接近したA船を認めて網を投棄し、右舵一杯としたが、B船とA船が衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期 日没時刻：17時25分ごろ
その他の事項	A船は、正規の航海灯を掲げていた。 B船は、周囲が明るかったので、航海灯を表示していなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、神島南方沖を北東進中、機関長 A が、B 船を認めたものの、見張りを適切に行っていなかったことから、B 船が北北西進していることに気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、神島南方沖を北北西進中、船長 B が、A 船を認めたものの、A 船が B 船を避けるものと思い、船尾で作業を行っていたことから、A 船の接近に気付かず、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日没直後の薄明時、神島南方沖において、A 船が北東進中、B 船が北北西進中、機関長 A が見張りを適切に行わず、また、船長 B が船尾で作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時見張りを行い、特に、接近する船舶を認めた場合、安全に通過するまで見張りを適切に行うこと。 ・ 日没後は、航海灯を表示すること。